

## 第11章 事後調査

事後調査にあたっては、以下に示す考え方を基本としました。

- (1) 事後調査の必要性の検討にあたっては、「環境影響評価法」に基づく「改正主務省令」第32条に基づき以下に該当する場合実施することとします。
  - ① 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
  - ② 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
  - ③ 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる場合
  - ④ 代償措置について、効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を勘案して事後調査が必要であると認められる場合
- (2) 事後調査項目、手法の選定にあたっては、事後調査の結果が環境影響評価の結果と比較できるような内容とします。
- (3) 事後調査の実施そのものに伴う環境影響を低減するため、可能な限り環境への影響が少ない調査手法を選定します。
- (4) 事後調査の結果、環境への著しい影響が確認または予測された場合には、関係機関と協議の上、適切な措置を講じます。

事後調査に係る以下の内容については、表 11-1 に示すとおりとしました。

- ・事後調査の時期及び頻度
- ・事後調査を行うこととした理由
- ・事後調査の項目
- ・事後調査の手法

また、事後調査の実施及び事後調査の結果の公表については、原則として事業者が行うものとしますが、公表時期、公表方法については、関係者と協議の上で決定します。

表 11-1(1) 事後調査の項目等(1)

環境影響評価項目		事後調査の時期 及び頻度	事後調査を行うこと とした理由	事後調査の 項目	事後調査の 手法	
環境要素	影響要因					
水環境	水質（水 の濁り）	雨水の排水	工事中における適切な 時期・頻度とします。	環境保全措置の効果を定量的に 把握するため。 ※P. 11-1 (1)の③に該当	浮遊物質量（SS）	現地調査による確認。
	水質（水 の汚れ）	雨水の排水	工事中、工事の完了後 における適切な時期・ 頻度とします。	予測結果に不確実性を伴うた め。 ※P. 11-1 (1)の①に該当	「水質汚濁に係る環境基準 について」別表1に掲げる27 項目、pH、電気伝導率等、並 びにダイオキシン類	現地調査による確認。
	地下水 （地下水 の水質）	敷地の存在（土 地の改変）	工事中、工事の完了後 における適切な時期・ 頻度とします。	予測結果に不確実性を伴うた め。 ※P. 11-1 (1)の①に該当	地下水の水質の状況（「地下 水の水質に係る環境基準に ついて」に定める28項目、 pH、電気伝導率等、並びにダ イオキシン類	現地調査（観測井を設置し、 定期的に地下水を採取し、関 係告示に準じて測定分析す る手法）による確認。
	その他の 水環境 （湧水）	造成工事 敷地の存在（土 地の改変）	工事中、工事の完了後 における適切な時期・ 頻度とします。	予測結果に不確実性を伴うた め。 ※P. 11-1 (1)の①に該当	湧水の流量（水温、気温、電 気伝導率等も併せて調査）	現地調査による確認。
	その他の 水環境 （河川の 形態、流 量）	敷地の存在（土 地の改変）	工事中、工事の完了後 における適切な時期・ 頻度とします。	環境保全措置の効果の程度を把 握するため。 ※P. 11-1 (1)の③に該当	河川の流量	水質の事後調査に合わせて 現地調査により確認。

表 11-1 (2) 事後調査の項目等 (2)

環境影響評価項目		事後調査の時期 及び頻度	事後調査を行うこと とした理由	事後調査の 項目	事後調査の 手法	
環境要素	影響要因					
動物	重要な種 及び注目 すべき生 息域	造成工事、 敷地の存在 (土地の改変)	工事中、工事の完了後 における適切な時期・ 頻度とし、保全対象種 の生活サイクル・生息 状況を勘案して設定し ます。 ※P. 11-1 (1) の④に該当	保全対象種について、本事業に よる生息環境の変化があるた め。また、環境保全措置につ いては効果の不確実性がある ため。 ※P. 11-1 (1) の④に該当	・工事中における保全対象 種の生息状況 ・工事の完了後における保 全対象種の生息状況 ・必要に応じて更なる環境 保全措置を講じます。	現地調査 (目視確認等) によ る確認。
植物	重要な種 及び群落	造成工事、 敷地の存在 (土 地の改変)	工事中、工事の完了後 における適切な時期・ 頻度とし、保全対象種 の生活サイクル・生育 状況を勘案して設定し ます。 ※P. 11-1 (1) の④に該当	保全対象種について、本事業に よる生育環境の変化があるた め。また、環境保全措置につ いては効果の不確実性がある ため。 ※P. 11-1 (1) の④に該当	・工事中における保全対象 種の生育状況 ・工事の完了後における保 全対象種の生育状況 ・必要に応じて更なる環境 保全措置を講じます。	現地調査 (目視確認等) によ る確認。
生態系	地域を特 徴づける 生態系	造成工事、 敷地の存在 (土地の改変)	工事中、工事の完了後 における適切な時期・ 頻度とし、保全対象種 の生活サイクル・生息・ 生育状況を勘案して設 定します。 ※P. 11-1 (1) の④に該当	保全対象種について、本事業に よる生息・生育環境の変化があ ること、また、環境保全措置につ いては効果の不確実性があるた め。 ※P. 11-1 (1) の④に該当	・工事中における保全対象 種の生息状況 ・工事の完了後における保 全対象種の生息状況 ・必要に応じて更なる環境 保全措置を講じます。	現地調査 (目視確認等) によ る確認。
その他の 項目	地域社会 ー交通混 雑	工事用車両の運 行	工事中における適切な 時期・頻度とします。 ※P. 11-1 (1) の③に該当	環境保全措置の効果を定量的に 把握するため。 ※P. 11-1 (1) の③に該当	交差点交通量	現地調査による確認。

表 11-1 (3) 事後調査の項目等 (3)

環境影響評価項目		事後調査の時期 及び頻度	事後調査を行うこと とした理由	事後調査の 項目	事後調査の 手法
環境要素	影響要因				
その他の 文化財等 項目	造成工事の実施	掘削工事中の適宜と します。	掘削工事の位置が現在の施工計 画から変更する可能性があり、 また、工事中に予期せぬ埋蔵文 化財包蔵地が発見される可能性 があるため。 ※P. 11-1 (1) の①に該当	周知の埋蔵文化財包蔵地の 範囲での工事の状況と、新た な埋蔵文化財を発見した場 合の対応状況	周知の埋蔵文化財包蔵地の 範囲での工事の状況と、新た な埋蔵文化財を発見した場 合の対応状況について、工事 関係者へヒアリングを行いま す。